

小型カメラを悪用した盗撮が後を絶たない。4月には、県東部の高校で女子生徒を盗撮した元非常勤講師の男性(36)が県迷惑行為防止条例違反(盗撮)容疑で書類送検された。小型カメラは高性能化し、誰でも簡単に手に入る。「いつ、どこで盗撮されるか分からない時代」(専門家)と言えるが、盗撮を規制する法令は軽犯罪法と各県条例しかなく、規制内容の不十分さも指摘されている。(森田啓文)

盗撮

巧妙化



ネジやボタンに擬装した小型カメラ (東京・秋葉原で)

店が数多くあった。ネジ形を始め、ボタン、携帯電話、ネクタイ、たばこ、ヘッドホン……。精巧に擬装され、自分の隣で撮影されても気付きそうにない。値段は

1万〜数万円。「防犯カメラ」と表記され、高画質・高性能をうたっている。

ほとんどの店が取材を拒否するなか、応じた店の男性は「実際に防犯の役に立っている。盗撮犯のせいでは防犯カメラが悪者扱いされるのは迷惑」と不満そうに語った。だが、中には堂々と「盗撮用」と表示して売っている店もあった。

入りが制限され、自由な一般の利用ができれば公共の場所とは言えない」とする。素直に読めば、授業中の教室での盗撮に条例は適用できないようにも思える。

これに対し、県警は「盗撮場所を『学校』としてとり、学校には業者など不特定多数が入りするので、県条例を適用した」と説明。「盗撮は性的羞恥心を害する悪質な犯罪。元講師は生徒・保護者の信頼を裏切り犯行に及んでおり看過できないと判断し、書類送致した」としている。

規制「公共の場」に限定

盗撮を規制する法令は、軽犯罪法と各都道府県条例だ。県警は今回も、ほかの盗撮と同様に県迷惑行為防止条例を適用した。条例では「公共の場所・乗り物」での盗撮を禁止、違反者に懲役6月以下または50万円以下の罰金を科すなどと定めている。

公共の場所に限定しているのは「私的な空間での行為の規制には、慎重であるべきだ」との考え方が根底にあるという。県警が検察や県の法制担当と協議して定めた条例の取り扱いは、公共の場所を「不特定または多数の一般人が自由に出入りできる場所」と規定。同時に「不特定多数の出

法が追いつかない

全国盗撮犯罪防止ネットワークの黒木昭雄・副代表の話は進化しているのに、法整備が追いついていない。性的盗撮全般を規制する『盗撮防止法』の制定を急ぐべきだ

高性能カメラ 簡単入手

元講師の盗撮が発覚したのは2月14日の授業中。生徒が立つ発表用の台に小型の無線カメラを仕掛け、教室内のビデオデッキで受信、映像を録画していた。警察が押収したビデオテープには女子生徒の顔や下着が鮮明に映っていたという。台はビルケースを



元講師は不起訴後、本紙の取材に応じた。主なやり取りは次の通り。

盗撮した映像は。

「映っていることを確認した程度で、複製したり、編集したりはしていない」

なぜ盗撮を。

ひっくり返し、上にプラスチック板を載せて数か所をネジで留めたもの。その一つに、ネジに擬装した小型カメラを紛れ込ませていた。

元講師は昨年4月から同校で「情報」を教えていた。学校の調べに、1月中旬から盗撮を繰り返していたことを認め、発覚した翌日の2月15日に自主退職。4月23日に書類送検されたが、1週間後、不起訴(起訴猶予)となった。

元講師は警察や取材に「ネジに擬装したカメラは秋葉原で約1万5000円で買っ

「うまく説明できない。こっそり撮ること自体に興奮していたのかも」

きつかけは。

「前に秋葉原を訪れた時、そういうカメラが売られていると知った。ネジに擬装したカメラを見つけ、『使える』と思い

書類送検元講師

「すべて失った」

盗撮カメラは何台あった? 「2台。1台目は盗撮中に生徒に踏まれ壊れた。発覚した日は初めて2台目を使った。また壊れていないか心配で、何回か撮影中の映像をモニ

ターで確認した。それを生徒に見つかった。今、どう思うか。「生徒や関係者に本当に申し訳ないことをした。家族や親せき、友人にも自分の行為が知られ、すべてを失った。後悔している」